

平成24年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成24年9月10日

閉 会 平成24年9月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月13日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 芳 賀 作 君
議会事務局 次 長 遠 田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 久 慈 修 一 君
6 番 青 木 倉 元 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第40号 平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第41号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第42号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第43号 平成23年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第44号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第45号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第46号 平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第47号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 9 議案第48号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案
- 第10 議案第49号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第50号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第12 議案第51号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第52号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) 案

- 第 1 4 議案第 5 3 号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 5 議案第 5 4 号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第40号 平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第2 議案第41号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第3 議案第42号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第4 議案第43号 平成23年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第5 議案第44号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第6 議案第45号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第7 議案第46号 平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第8 議案第47号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めめるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第40号平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めめるの件から日程第8、議案第47号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めめるの件までの8案を一括議題といたします。

この8案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（藤田修一君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の結果について報告いたします。

去る9月10日、平成24年第3回定例会の初日に付託された議案第40号から議案第47号までの平成23年度各会計決算8案について、9月10日、11日の2日間にわたり審査した

ところ、採決の結果、平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外7案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第40号平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第41号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第42号平成23年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第43号平成23年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしま

した。

次に、議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第44号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第45号平成23年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第46号平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第47号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第48号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第48号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長

○総務課長（濱田 亮君） 議案第48号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,917万円を追加し、それぞれ23億5,628万7,000円とするものでございます。

総務課関係にかかわる主なるものを説明いたします。

7ページをお願いします。歳入でございます。8款地方特例交付金、これは本年度の額が定まったということで減額いたしております。

次に、14款県支出金6目消防費県補助金、これは避難所機能強化推進事業費補助金47万5,000円でございます。

18款繰越金、これは平成23年度からの繰り越しでございます。

次のページ、お願いします。19款諸収入2目雑入、町村の魅力発信事業助成金50万円、これは町村会からの助成事業でございます。

10款村債、臨時財政対策債2,208万3,000円、これは平成24年度分の各市町村への割当額が決まったことに伴い計上したものでございます。これは交付税算入が100%でございます。

次のページ、お願いします。9ページでございます。2款総務費4目財産管理費17節公有財産購入費95万円、土地購入費でございます。内容は防火水槽の設置されている土地が、その地権者の再整理に伴い他の者に所有権移転する前に村でその土地を確保するため計上したものでございます。

次のページ、お願いします。13目財政調整基金費、これは先ほど歳入で説明した臨時財政対策債の本補正予算へ編成後の残りについて、この基金へ積み立てするものでございます。

14ページ、お願いします。9款消防費1目非常備消防費、備品購入費、ポータブル発電機購入費95万6,000円、これは避難所のうち5カ所にこのポータブルの発電機を配置するため予算計上したものでございます。

総務課は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） ご説明いたします。

当課にいたしましては、歳入の7ページをごらんください。17款1項1目1節特別会計繰入金でございますが、これは平成23年度の介護保険特別会計の繰越分の170万6,000円を一般会計繰入金としたものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） まず、7ページ、お開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金ですけれども、1節の社会福祉費補助金46万8,000円、これは地域生活支援事業費の補助金であります。

続いて、14款の県補助金です。1節の社会福祉費補助金23万4,000円、これもさっきと同じく地域生活支援事業費補助金の県の補助金であります。

続いて、そのすぐ下の3節児童福祉費補助金336万円、これは子育て支援特別対策事業費の補助金であります。

次に、歳出に入ります。11ページ、お開きください。3款民生費の5目社会福祉施設費の13の委託料の41万6,000円、これは相談支援機能強化事業の委託料であります。

続きまして、その下の2項の児童福祉費の2目児童措置費13の委託料ですけれども、336万円。これは児童手当システム改修委託料であります。

次のページ、お開きください。4款の衛生費です。そこの9目ふれあいセンター費であります。そこの17公有財産購入費168万8,000円、これは温泉施設の施設用地の購入費であります。

続いて、その下の18の備品購入費49万4,000円、これは温泉施設で使うストーブの購入費であります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） それでは、産業振興課関連をご説明いたします。

12ページをお開き願います。6、1、2、3の農業振興費、9の旅費109万5,000円、視察研修旅費を見ております。これについては稲わらを利用したペレットボイラー循環型燃料を実施している自治体を視察する、県とあと農水加工及び物産館の施設を視察する研修、それぞれ10名前後の程度で2県を想定しております。

次の委託料284万6,000円、農水産加工・販売施設構想、基本構想になりますが、その策定業務委託料を見込んでおります。これについては、それぞれの検討委員会を設置し、それに基づき計画していくものであります。

続きまして、次ページ、お開き願います。（「何ページ」の声あり）13ページ。6の1、真ん中の9、新規就農総合支援及び農地集積対策費、これについてはそれぞれ予算の進捗状況に応じ増額、減額しております。

一番最後の7款商工費1項商工費3の観光費25万円の減額、賃金以下、これについては教育委員会のほうで海岸清掃工事を行いましたので、産業振興関連は減額しております。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。

同じく13ページ、お願いいたします。上段、農地費、15節の工事請負費204万8,000円を計上しておりますが、これは阿弥陀川地区の頭首工と高根地区の排水路の応急工事費でございます。

では、その下、負担金ですけれども、これは農地水の保全事業の確定に伴い減額したものでございます。

それから、6目農村総合整備推進費でございますが、工事請負費、これは瀬辺地・広瀬地区農村公園のロープ等の撤去の工事費、それから長科農村公園の補修の工事費でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 15ページをお開き願います。7月1日付で用務員、養護に職員の異動がありまして、その人件費の入れかえでございます。それ以外の補正を説明いたします。一番下の行です。2項小学校費11節需用費、⑥修繕料3万2,000円、これは小学校の正面ホールの天井の窓枠のふぐあいを直すものでございます。

次のページ、お願いします。16ページです。中ほどの13項中学校費の修繕料、需用費です、32万7,000円、この内訳ですが、ジェットヒーターの修理20万5,000円、水抜き栓の修理9万9,000円、自動火災報知器の修理2万3,000円、そういうものでございます。

その下、ふるさと総合センター費の一番下の13節委託料3万2,000円、これは防火対象物の点検委託料でございます。

次のページ、お開き願います。中ほどの表、6項保健体育費3目トレーニングセンターの管理費、⑥の修繕料28万8,000円、これは暖房設備の配管の修理でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 消防費でございますので、14ページに関連して質問をさせていただきます。

去る9月5日に発生した広瀬自治会での火災の通報体制ということについてお伺いたします。今回の火災において、私にとっては大変近い火災であった、近火であったということを思っておりますけれども、それを確認するまでに少し時間がかかり過ぎたのではないかというふうに私は感じております。1つの理由は、私のすぐそばにある防災無線放送が鳴らなかったということでございますけれども、私の付近の人たちも、どこで火災があったのか、ちょっとわからなかったということで、近火であったにもかかわらず皆右往左往したということがございました。

それに伴って消防団の出動も、私もそういう経験がありますので、通報に関しては経験もありますので、少し消防団の出動もおくれたのではないかなというような気がしたわけでありまして。何分以内に到着すれば早かったとか遅かったかということは議論の対象にはならないわけです。また、その通報体制がよかったか悪かったかということに対しても、だれがいいとか悪いとか、そういうことを私は申し上げるつもりはありません。しかし、火災の通報が今までの火災の通報と若干違っていたというふうに私は感じております。防災無線が鳴らないというので私自身がそう思ったのかもしれませんが。

そこで、その確認というか、チェックするというか、そういう意味で質問するわけですが、今回の火災においては、どういう通報体制であったのか。後で反省してみても通報体制に何ら問題がなかったのかという点を私なりにチェックさせてもらうために一括で私質問いたしますので、一括でお答えいただきたいと思っております。

まず、役場ではどのようにして火災の情報を得たか。で、その火災を確認することが必要なわけですが、それをどうやって確認したか。2番目として、確認した、その情報が入ったのは火災の発生後、どのぐらいたったときか。それから、3番目として、通報を受けて、どのような役場として対応をしたか。その中には、今まで私どもが経験してきたように、通報を受けて確認すれば、すぐサイレンを鳴らして無線放送するというような作業がなされたのかということです。

それから、これは私もよその人から聞いた話ですが、最近は広域消防事務組合から直接無線放送ができるようになってきているということで、通報した方の話を聞きますと、119で通報したそうでありまして、その119から役場にどういうふうな形で連絡体制

があって、その後どういうふうに行ったのかということです。当日は5時半過ぎでございましたので、通常勤務の時間外ということで宿直員がいたと思います。私も放送が鳴らなかったものですから、だれが放送したとかそういうことは全くわかりませんので、その宿直員とか、あるいは消防団員に対してそういう広域事務組合との連携というのをお知らせしているのかということです。

最後は私に関するのですが、文化伝承館に設置している防災無線が鳴らなかったわけです。これはやっぱりどういう原因があるのか。もしわかったらお知らせいただきたいということで一括してご質問いたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。まず、役場はどのようにして火災の情報を得たかと、確認をしたのかということに関しては、当日、役場に残っていた職員が、たまたま防災担当者の机の上の防災無線戸別受信機、小さな箱のスピーカーのものがあります。それによって、それが鳴っているということで、これは火災じゃないかということで防災担当者へ連絡したと。そして、防災担当者はそれを、その情報をもとに実際の火災が発生しているか現場へ向かって、確認するため現場に向かいました。そして、それと同時に当直の宿直員も連絡が入っていないので火災の発生場所を特定するため外ヶ浜分署に電話連絡して、どうなっているのかという内容を聞いて、すぐにその時点で無線放送をしました。

次に、それは火災発生後どのくらいたった時点かということでございますが、火災発生時間が特定できていないので、役場側として防災、先ほど申した防災担当者の机の上の防災無線、戸別受信機が鳴ってから、鳴らすまでの時間は、防災無線を鳴らすまでの時間は七、八分ぐらい経過してからだと思っております。

次に、通報を受けてからの体制でございますが、役場には通報が来ていません。連絡も来ていないので、先ほどから申している防災無線の戸別受信機からの情報で火災でないかというふうなとらえ方で進んでいました、その時点では。

次に、広域事務組合からの直接無線放送になっているのではないかとということでございますが、そのとおりでございます。119番へ電話した場合は消防本部につながり、消防本部から外ヶ浜分署に出動命令がかかります。外ヶ浜分署で遠隔制御装置という、これ無線放送装置でございますが、それを使い村内一斉に無線放送をするという段取りになってございます。

このことについては、もちろん宿直員も消防団員も知っています。しかし、今回は火災について、次の日の緊急に、もうそのシステムを設置した業者に調査させた結果、遠隔制御システムにふぐあいがあったと。それで外ヶ浜分署で装置を起動させたんですが、外ヶ浜分署からの無線放送は鳴らなかったということでもございました。よって、今後このようなことがないように、外ヶ浜分署で火災のまず無線放送をした直後に役場へ放送が鳴ったかと、火災の関係をすぐに連絡するというようにしております。

最後に、文化継承館に設置してございますが、鳴らなかった原因はということでもございますが、これは何らかの原因でブレーカーが落ちていたということで、これも設置した業者に聞き取りしました。それで、それについては蓬田村だけが特別ではなく、よそでもたまたまこういうことが起きているということであるそうです。それで、うちのほうとしては、できるだけ短い期間に見回ってブレーカーが落ちていないかをこれから先は確認してまいりたいと思っております。という流れでもございまして、外ヶ浜消防署、役場側の人為的なミスはなかったと私は認識しております。以上です。

○議長（木村 修君） 1 番久慈修一君。

○1 番（久慈修一君） 本当に住民生活にかかわる重大な問題でして、今回の場合は不幸中の幸いということ、表現が適切かどうかわかりませんが、やませが吹いていたということで類焼は免れた部分がございます。すぐ近くに木造の小屋があったり、住宅があったりしたわけで、もうはらはらしていたんですけれども、私もちょっと事情で行けなかったんですけれども、類焼を免れた、結果よければすべてよし、あるいはそういうふうにおくれたけれども、それは機械が故障したから仕方がなかったんだというようなことではなくて、反省点があれば、今総務課長からする説明がありましたので、その点、十分改良していただくと。

それから、もう一つは、当直員にしても、消防団員にしても、こういう緊急事態になると訓練ということがやはり重要でありますので、例えば宿直員なんかは夜、宿日直員と申し上げたほうがいいんですか、職員がいないときにそういうことがありますので、できれば時間を設けて宿日直員なんかは訓練させたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

それから、消防団のほうの私団員のほうに聞いたら、いや、広域消防との連携についてはちょっと聞いていなかったということでしたので、

(テープA面からB面へ)

再確認していただければと思います。まだまだ反省点があるのかもしれませんが、私は消防団ではございませんで、その辺、消防団でも話し合いをして、反省点があれば、今総務課長申し上げたように、原因を究明して問題点を改善していただきたいというふうに思いますので、何とぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長(木村 修君) そのほか質疑ありませんか。7番山舘清剛君。

○7番(山舘清剛君) 13ページの農村総合整備推進費でございます。の工事請負費、瀬辺地・広瀬地区農村公園のロープの撤去でございますけれども、撤去したままで、その後、どういうあれをとっているのか、お答え願います。

○議長(木村 修君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) お答えします。このロープと、それからロープをつないでいる木があるのですけれども、これがかなり腐っているということで地元の方から依頼がありました。それで、現場を見て、大分壊れているので、これは撤去をして整備したいと。それで、その後について、いろいろ自治会長、それから近くの方といろいろお話をしたのですけれども、今のところこのままで何ら問題はないということは今言われていたのですけれども、現場を見れば、やっぱりちょっと大分ざつになっております。ただ、自治会、あるいは近くの方から言われたのは、あの上に上がる、高台に上がるのは、南側の道路が瀬辺地の皆さんで整備して上がる道路があるので、今のところ特に整備をしてほしいという要望は来てございません。以上です。

○議長(木村 修君) 7番山舘清剛君。

○7番(山舘清剛君) 課長はそういう判断、それから地域の代表たちと話しした結果、そういう判断ということでございますけれども、私、見たところでは、当時、建設したときは、私はもう直接担当していましたので、山のロープ張っている部分は国道に面した瀬辺地側の急傾斜地にあるわけですね。相当危険な場所だと思いますけれども、国道沿いのほうは撤去していないですか。私は全部撤去したので質問していましたので、国道側のロープについては撤去しないということですか。相当危険な場所の部分については修理なり安全を確保していただきたいと思って質問したわけですが。

○議長(木村 修君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) ちょっと私の説明不足でした。国道沿いのロープについては

撤去はしません。何ていいますか、西側からずっと上に上がっていくところがあるのですけれども、この道路があるんですけれども、その北側のロープです。それが切れて落ちてしまっていますので、何ていうか、お墓のほうのあの通りの、名前ちょっと出せばあれなんですけれども、飯田さんのところから上がっていった北側のところが木とか転んじゃってきたなくなっていますので、そこを要望されましたので、あの木とロープを撤去します。そして、今議員言われた国道側の上についてはちゃんとロープ、ちゃんと整備されております。ですから、それは別に取りません。私の説明不足でした。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） そこについては広瀬の自治会、瀬辺地の自治会、双方とも年に一度、あそこの整備を独断で行っているわけなんですけれども、その安全性については、やはり十二分に検討した上で、国道側のあの危険な場所についてのロープの安全性、くいのどのぐらい傷んでいるのか、その辺についてはよく確認した上で管理をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 14ページが一番下の消防費、ポータブル発電機購入費の中で5カ所へ配置すると言いましたけれども、その5カ所というのはどこでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 」5カ所は、中沢の公民館、それから新長科公民館、瀬辺地民生会館、それから文化伝承館、高根の公民館、これ5カ所で、すべての避難所に配置したというわけではございませんので、地域のバランスを見て、とりあえず5カ所に配置したということでございます。すみません、配置するという予定でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第49号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 今回の補正ですけれども、医療費の増加に伴って9月補正をしたということで説明します。

説明します。平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回は医療費の増加ということで補正をとりました。総額に歳入歳出それぞれ2,510万3,000円を追加して、総額は歳入歳出それぞれ4億8,044万7,000円となります。

それでは、内訳については5ページをお開きください。初めに、国保の財政は歳出が先に、初めにありきということから算出しております。それで、歳入を決定する方法です。今回、国保の歳入については、充当先がもうほとんど国保の歳出ということを示しておりますので、そこをご了承いただきたいと思えます。

まずは、歳入の1款国民健康保険税の補正額、これは948万円となります。内訳は、医療給付費現年課税分734万7,000円、それから後期高齢者支援分、これの現年課税分が147万2,000円、介護納付金分の現年課税分で66万1,000円。ちなみに、この66万1,000円は歳出のほうで後でまた出てきますけれども、ペンがあったらお書きください、6の1の1の1ということで調べやすい方法でお教えいたします。

次に、3款の国庫支出金の補正額は732万円です。1目の療養給付費などの負担金は707万円、これも充当先はすべて歳出のほうにいきます。内訳的には2の1の1の1に476万円、2の2の1の1に68万円、それから6の1の1の1に53万9,000円です。そして、3の1の1の1、これに109万1,000円ということで、これは総合した金額でございます。

それから、2目ですけれども、高額療養費共同事業の負担金は25万円となっております。これも充当先は歳出です。

次に、3款の2項国庫補助金の1目のところで財政調整交付金ですが、187万2,000円です。これも国庫の歳出に充当しております。

次は4款ですね。すみません、順番に全部いきたいと思えます。4款の療養給付費などの交付金は360万円となります。これも充当先は歳出です。

そして、6 款県支出金 1 項の県負担金の 1 目の高額療養費共同事業負担金のところ、25万円です。これも充当先は歳出です。

次に、6 ページをごらんください。6 款の県支出金のところ、2 項の県補助金 1 目の財政調整交付金は補正額が145万6,000円となります。この内訳は、一般被保険者の医療給付費が98万円、高額が14万円、介護が11万1,000円、それから後期が22万5,000円、これも歳出のほうに充当先が決まっています。

次に、10款繰越金 1 項の 1 目繰越金の補正額、これは11万5,000円です。これにつきましては、前年度より繰り越しされた分、繰越額が平成23年度で212万5,850円でしたので、これに112万5,000円を加えた補正ということになります。

続いて、歳出に参ります。7 ページです。歳入で説明したとおり、充当先が全部歳出ということで簡単に説明したいと思います。

まず総務費、これは11万円です。青森県市町村税の滞納整理機構の負担金となっております。11人分です。

次に、2 款の保険給付費 1 項 1 目のところで補正額は1,400万円となっております。これはことし医療費が上がったということで、平均値を出して残り分で掛けたものです。

次に、2 目退職被保険者のところは360万円です。

それから、2 款の 2 項高額療養費のところでは、補正額は200万円です。

それから、8 ページ、ごらんください。8 ページの 3 款後期高齢者支援金等 1 項 1 目、そして320万8,000円となっております。

最後の11款のところですが、これの償還金ですね。補正額は60万円となります。

以上、大ざっぱですが、終わります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。2 番藤田修一君。

○2 番（藤田修一君） 今、課長から非常に詳しく説明してもらったわけですがけれども、歳入で歳出に充当するとかというふうな、当然これは当たり前のことで、別に説明する必要もないんじゃないかなと思うのですけれども。歳出があるから考える話であって、歳出に充当するという言葉はちょっと変な言葉じゃないかなと思うのですけれども、何かこれ特別な意味があって使ったのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） すみません。私は初めてでしたので、歳入と歳出を見ても金額が合わなくて、まとまって書いている分があるので、それが質問的に出てくれば困

るかなと思ひまして内訳を必要なところだけ述べました。あとは特に問題はありせん。
よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありせんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よつて、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第50号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第50号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによります。

8万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ1億696万3,000円とするものでございます。

6ページ、お開き願ひます。需用費、修繕料、これは電話回線の修繕料でございます。4万8,000円。それから、その下の役務費、これは水道水の水質検査の手数料3万2,000円でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
(第2号)案

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第51号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) それでは、説明します。

まず、議案第51号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

総額に歳入歳出それぞれ1,544万7,000円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ3億9,539万5,000円となります。

内訳につきましては、5ページをお開きください。歳入につきましては、平成23年度の繰越金として1,544万7,000円。あとは、6ページの歳出につきましては、4款1項基金積立金として936万9,000円。それから7款をごらんください。7款の1項2目償還金などでは437万2,000円となっております。次に、7款の2項1目他会計への繰出金として170万6,000円でございます。詳細については右の説明に記してありますので、ごらんください。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算(第2号)案

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第52号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 説明いたします。

平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8,820万1,000円となります。

内訳につきましては、5ページをお開きください。歳入の4款1項1目1節の66万円は、前年度の繰越金でございます。次に、6ページの歳出、ごらんください。3款1項1目23節の45万円は保険料の還付金、そして4款1項1目の21万円は予備費でございます。以上でございます。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第53号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 議案第53号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について。

蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

記

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越17番地

武井昭夫

生年月日 昭和23年12月3日

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、
教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わ
ります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（木村 修君） ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番山舘清剛君及び1番久慈修一君を
指名いたします

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（木村 修君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とす

る諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

それでは職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(芳賀 作君) 点呼いたします。

1 番久慈修一議員。(はい。)

2 番藤田修一議員。(はい。)

3 番森 弘美議員。(はい。)

4 番坂本 豊議員。(はい。)

5 番久慈省悟議員。(はい。)

6 番青木倉元議員。(はい。)

7 番山舘清剛議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番山舘清剛君及び1番久慈修一君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成7票。

以上のおおり賛成が全員です。よって、議案第53号は原案に同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第54号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

○議長(木村 修君) 日程第15、議案第54号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 議案第54号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

記

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田35番地3

久慈正明

昭和22年10月9日生

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番藤田修一君及び3番森 弘美君を指名いたします

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（木村 修君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(芳賀 作君) 点呼いたします。

1 番久慈修一議員。(はい。)

2 番藤田修一議員。(はい。)

3 番森 弘美議員。(はい。)

4 番坂本 豊議員。(はい。)

5 番久慈省悟議員。(はい。)

6 番青木倉元議員。(はい。)

7 番山館清剛議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。2 番藤田修一君及び3 番森 弘美君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成7票。

以上のおり賛成が全員です。よって、議案第54号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長(木村 修君) 日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶を願います。村長。

○村長（古川正隆君） 今定例会に提案いたしました全議案について可決していただきまして、まことにありがとうございました。

いまだ残暑、大変厳しい、そしてまた稲刈りの季節とも相なりまして、議員の皆様方にはこれから大変忙しくなるものと思われまます。我々も身を引き締めて行政全般にわたり頑張るつもりでございますので、何とぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほど、議員各位にはお願いいたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。本定例会、本当にありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成24年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員